

○平群町重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱

(平成3年9月25日要綱第1号)

改正 平成7年3月22日要綱第1号 平成18年3月24日要綱第8号

平成18年3月31日要綱第42号 平成19年3月30日要綱第20号

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者(児)の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、重度心身障害者(児)に対し、福祉タクシーの利用料金の一部を助成し、もって重度心身障害者(児)の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により助成をうけることができる者(以下「対象者」という。)は、本町に居住する前年度市町村民税所得割非課税世帯に属する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する下肢、体幹、移動機能、視覚又は内部の障害程度が1級又は2級の者

(2) 奈良県療育手帳制度実施要綱(昭和48年10月1日施行)別表に規定する重度(A)の認定を受けた者

(福祉タクシー)

第3条 この要綱において「福祉タクシー」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の免許を受けて営業するもので、第1条の目的に賛同し、町と契約した一般乗用旅客自動車運送事業を行う法人等(以下「協力機関」という。)が運行する一般旅客自動車をいう。

(助成)

第4条 対象者は、福祉タクシーの利用1回につき福祉タクシーの基本料金相当額の助成を受けることができる。

2 対象者で、県及び町より紙おむつを受給している者は、利用料金から県及び町の補助額を控除した額(以下「自己負担額」という。)の2分の1の助成金(以下「助成金」という。)を受けすることができる。

3 自己負担額の範囲は、10,000円を限度とする。

4 助成金に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第5条 この要綱により助成を受けようとする者は、平群町福祉タクシー利用料金助成申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合はその内容を審査の上、対象者と認めたときは、平群町福祉タクシー利用券(第2号様式)(以下「利用券」という。)を当該申請者に交付するものとする。

3 第4条第2項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、平群町福祉タクシー助成金交付申請書(第1号の1様式)と領収証を添えて町長に申請しなければならない。

(利用方法)

第6条 利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、福祉タクシーを利用しようとするときは、その都度協力機関に対し、利用券1枚を提出するとともに利用料金から基本料金相当額を控除した額を支払うものとする。

(利用の限度)

第7条 利用券及び助成金の利用回数の限度は、1人年24回とする。

(資格の喪失)

第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに平群町福祉タクシー利用料金助成資格喪失届(第3号様式)に、未使用の利用券を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 町外へ転出したとき。

(3) その他対象者に該当しなくなったとき。

(利用券の紛失)

第9条 利用者は、利用券を紛失したときは直ちに町長に届け出なければならない。

2 利用者は、利用券を紛失しても当該年度中は、再交付を受けることができないものとする。

(不正使用の禁止)

第10条 利用者は、利用券を有効期限を越えて使用し、又は、他人に譲渡する等不正に使用してはならない。

(不正利用の措置)

第 11 条 町長は、偽り、その他不正な手段により利用券及び助成金の交付を受けた者に対し、当該利用にかかる基本料金相当額及び助成金を返還させるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 22 日要綱第 1 号)

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日要綱第 8 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日要綱第 42 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日要綱第 20 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(第 1 号様式)

平群町福祉タクシー利用料金助成申請書

[別紙参照]

第 1 号の 1 様式

平群町福祉タクシー助成金交付申請書

[別紙参照]

(第 2 号様式)

平群町福祉タクシー利用券

[別紙参照]

(第3号様式)

平群町福祉タクシー利用資格喪失届書

[別紙参照]